

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 支配関係及び完全支配関係

改 正 後	改 正 前
<p>(支配関係及び完全支配関係を有することとなった日の意義)</p> <p>1-2-2 ……………</p> <p>(1) 株式(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項(定義)に規定する投資口を含む。以下同じ。) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(支配関係及び完全支配関係を有することとなった日の意義)</p> <p>1-2-2 ……………</p> <p>(1) 株式……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(注) ……………</p>

二 連結納税に係る承認申請等

改 正 後	改 正 前
<p>(連結親法人及び連結子法人の意義)</p> <p>1-3-1 <u>法第2条第12号の6の7</u>……………<u>同条第12号の7</u>……………</p> <p>……</p>	<p>(連結親法人及び連結子法人の意義)</p> <p>1-3-1 <u>法第2条第12号の7の2</u>……………<u>同条第12号の7の3</u>……………</p> <p>……</p>

三 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ ……………出資、新株予約権及び投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項(定義)に規定する新投資口予約権を含む。……………</p> <p>…</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(剰余金の配当等の帰属の時期)</p> <p>2-1-30 ……………</p> <p>……………剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資信託及び投資法人に関する法律第137条(金銭の分配)の金銭の分配、資産の流動化に関する法律第115条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>(掛) ……………</p> <p>……………次の(2)及び(3)において同じ。</p> <p>(2) 同項第2号に規定する金銭の分配については、当該金銭の分配がその効力を生ずる日</p> <p>(3) ……………</p>	<p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ ……………出資及び新株予約権を含む。……………</p> <p>…</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(剰余金の配当等の帰属の時期)</p> <p>2-1-30 ……………</p> <p>……………剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、資産の流動化に関する法律第115条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>(掛) ……………</p> <p>……………次の(2)において同じ。</p> <p>(2) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<u>(4)</u> <u>(5)</u> イ ロ ハ <u>剰余金の配当又は法第23条第1項第2号に規定する出資等</u> <u>減少分配</u> ニ <u>法第24条第1項第3号</u> ホ へ ト	<u>(3)</u> <u>(4)</u> イ ロ ハ <u>剰余金の配当</u> ニ <u>同号</u> ホ へ ト

四 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額) 2 - 3 - 2 (1) (2) (3) (4) (5) (注) <u>新株予約権(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17</u>	(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額) 2 - 3 - 2 (1) (2) (3) (4) (5) (注) <u>新株予約権又は</u>

改 正 後	改 正 前
<p><u>項(定義)に規定する新投資口予約権を含む。以下2-3-2において同じ。)又は……………</u></p> <p>(繰延ヘッジ処理等を適用している場合における負債の利子の額の計算)</p> <p>2-3-56 ……………</p> <p>……………<u>令第155条の27の3第3項(国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算)の規定による計算を行う場合の令第141条の3第6項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額、令第141条の4第1項(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)に規定する負債の利子の額及び令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)に規定する負債の利子の額並びに令第155条の27の4第2項(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算)において準用される令第141条の8第2項(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額……………</u></p> <p>……………</p>	<p>(繰延ヘッジ処理等を適用している場合における負債の利子の額の計算)</p> <p>2-3-56 ……………</p> <p>……………<u>令第155条の27の2第1項第1号(連結国外所得金額の計算)の規定による加算を行う場合の令第141条の2第1項第1号(国外所得金額の計算)に規定する負債の利子の額、令第155条の27の2第1項第2号の規定による減算を行う場合の令第141条の2第1項第2号に規定する負債の利子の額及び令第155条の27の2第2項において準用される令第141条の2第3項に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額……………</u></p>

五 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>3-1-3 <u>削 除</u></p>	<p><u>(証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義)</u></p> <p>3-1-3 <u>法第81条の4(連結事業年度における受取配当等の益金不算入)に規定する配当等の額に係る令第19条第1項第2号(証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額)に規定する「証券投資信託の一部の解約による収益の分配」とは、証券投資信託の委託者たる会社が受託者たる信託</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期保有株式等の判定)</p> <p>3-1-5 ……………</p> <p>……………法第81条の4第2項(短期保有株式等に係る配当等の益金不算入の不適用) ……………</p> <p> 令第155条の7第1項第1号ロ(益金に算入される配当等の元本である株式等) ……………株式等(法第81条の4第1項(連結事業年度における受取配当等の益金不算入)に規定する株式等をいう。以下3-1-14までにおいて同じ。)</p> <p>(短期保有株式等に該当するかどうかの判定)</p> <p>3-1-6 法第81条の4第2項(短期保有株式等に係る配当等の益金不算入の不適用) ……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>会社(信託業務を兼営する銀行を含む。)</u>に対しその信託の一部を解約することにより当該委託者が受ける収益の分配及び受益者からの解約の実行の請求に基づき委託者が受託者に対してその信託の一部を解約することにより当該受益者が受ける収益の分配をいうのであるから、受益者である連結法人が委託者に対し解約の実行の請求をしないでその信託に係る受益権を譲渡した場合には、最終的にその受益権に係る信託の解約が行われる場合であっても、これに当たらないことに留意する。</p> <p>(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期所有株式等の判定)</p> <p>3-1-5 ……………</p> <p>……………法第81条の4第2項(短期所有株式等の配当等の益金算入) ……………</p> <p> 令第155条の7第1項第1号ロ(益金に算入される配当等の元本たる株式等) ……………株式等……………</p> <p>(短期所有株式等に該当するかどうかの判定)</p> <p>3-1-6 法第81条の4第2項(短期所有株式等に係る配当等の益金不算入の不適用) ……………</p> <p><u>(受益権の銘柄)</u></p> <p>3-1-7 法第81条の4第2項(短期所有株式等の配当等の益金算入)の規定を適用する場合の証券投資信託の受益権の銘柄の区分は、ユニット型の証券投資信託の受益権についてはその設定の回ごとに、オープン型の証券投資信託の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(信用取引に係る配当落調整額)</p> <p><u>3-1-7</u></p> <p>(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)</p> <p><u>3-1-8</u> 令第155条の7第2項《益金に算入される配当等の元本である株式等》……………2-1-30《剰余金の配当等の帰属の時期》の(1)から(4)まで……………令第155条の9第3項《完全子法人株式等の範囲》……………2-1-30の(1)から(3)まで又は(5)……………</p> <p>(<u>関連法人株式等の判定</u>)</p> <p><u>3-1-9</u> 連結法人が取得をした令第155条の10第1項《<u>関連法人株式等の範囲</u>》の他の内国法人の株式等を同項の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有しているかどうかを判定する場合における当該株式等を取得した日は、例えば、株式等の取得の原因が次に掲げるものであるときには、それぞれ次の日となることに留意する。</p> <p>(1) <u>株式の購入 当該株式の引渡しのあった日</u></p> <p>(2) <u>合併による被合併法人からの株式の移転（同条第3項の規定の適用を受けるものを除く。） 合併の効力を生ずる日</u></p> <p>(3) <u>分割による分割法人からの株式の移転（同項の規定の適用を受けるものを除く。） 分割の効力を生ずる日</u></p> <p>(計算期間の初日から末日まで引き続き有していない株式等に係る関連法人株式</p>	<p><u>受益権についてはその信託ごとに行うものとする。</u></p> <p>(信用取引に係る配当落調整額)</p> <p><u>3-1-8</u></p> <p>(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)</p> <p><u>3-1-9</u> 令第155条の7第2項《益金に算入される配当等の元本たる株式等》……………2-1-30《剰余金の配当等の帰属の時期》の(1)から(3)まで……………令第155条の9第3項《完全子法人株式等の範囲》<u>及び第155条の10第1項《関係法人株式等の範囲》</u>……………2-1-30の(1)、(2)又は(4)……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(保有期間が6月に満たない関係法人株式等に係る配当等)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>等の判定)</p> <p>3-1-10<u>関連法人株式等</u>.....<u>関連法人株式等</u>..... 令第155条の10第1項及び第3項(関連法人株式等の範囲).....<u>同</u> 条第1項に規定する計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有し ていない.....<u>同項及び同条第3項</u>.....<u>関連法人株式等</u>..... </p> <p>(配当等の額の支払に係る<u>基準日</u>が2以上ある場合の<u>関連法人株式等の判定等</u>)</p> <p>3-1-11<u>関連法人株式等</u>.....<u>基準日</u>.....</p> <p>(金銭以外の資産による配当等の額)</p> <p>3-1-12<u>剰余金の配当又は利益の配当の額の支払に係る効力が生ずる日</u> </p> <p>(自己株式等の取得が予定されている株式等)</p> <p>3-1-13<u>株式等</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>3-1-10<u>関係法人株式等</u>.....<u>関係法人株式等</u>..... 令第155条の10第1項及び第2項(関係法人株式等の範囲).....<u>そ</u> <u>の保有期間が6月に満たない</u>.....<u>同条第1項及び第2項</u>..... <u>関係法人株式等</u>.....</p> <p>(配当等の額の支払に係る<u>効力が生ずる日</u>が2以上ある場合の<u>関係法人株式等の</u> 判定等)</p> <p>3-1-11<u>関係法人株式等</u>.....<u>効力が生ずる日</u>(以下3-1- 12において「<u>効力発生日</u>」という。).....</p> <p>(金銭以外の資産による配当等の額)</p> <p>3-1-12<u>剰余金の配当又は利益の配当の効力発生日</u>.....</p> <p>(自己株式等の取得が予定されている株式等)</p> <p>3-1-13<u>株式又は出資</u>(以下3-1-13において「<u>株式等</u>」という。)..... </p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(完全子法人株式等に係る配当等の額)</p> <p>3-1-14 連結法人が、<u>株式等</u>……………<u>株式等</u>……………</p>	<p>(完全子法人株式等に係る配当等の額)</p> <p>3-1-14 連結法人が、<u>株式又は出資</u>……………<u>株式又は出資</u>……………</p> <p>……</p>

六 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)</p> <p>3-2-10 令第155条の8第1項第2号(関連法人株式等の帳簿価額)に規定する「<u>期末関連法人株式等</u>」には、配当等の有無にかかわらず全てのものが含まれることに留意する。</p> <p>(連結法人間の負債利子の元本たる負債の額)</p> <p>3-2-13 <u>令第155条の8第1項第1号ニ</u>……………</p>	<p>(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)</p> <p>3-2-10 令第155条の8第1項第2号(関係法人株式等の帳簿価額)に規定する「<u>期末関係法人株式等</u>」又は同条第2項第2号(完全子法人株式等及び関係法人株式等以外の株式の帳簿価額)に規定する「<u>期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式及び出資</u>」、「<u>特定株式投資信託の受益権</u>」若しくは「<u>証券投資信託の受益権</u>」には、配当等の有無にかかわらず全てのものが含まれることに留意する。<u>ただし、信用取引により買い付けた株式で、その決済が未了のものはこれに含めないことができる。</u></p> <p>(連結法人間の負債利子の元本たる負債の額)</p> <p>3-2-13 <u>令第155条の8第1項第1号ホ</u>……………</p>

七 外国子会社から受ける配当等

改 正 後	改 正 前
<p>(一の連結事業年度に2以上の剰余金の配当等を同一の外国法人から受ける場合の外国子会社の判定)</p>	<p>(一の連結事業年度に2以上の剰余金の配当等を同一の外国法人から受ける場合の外国子会社の判定)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3-3-2 3-3-2 <u>及び3-3-5</u> 3-3-3 <u>及び3-3-5</u></p> <p>(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)</p> <p>3-3-3 <u>令第22条の4第7項</u></p> <p>(自己株式等の取得が予定されている株式等)</p> <p>3-3-4 <u>法第23条の2第2項第2号</u> <u>同号</u> <u>同項</u> <u>第4号</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の額に係る費用の額の計算)</u></p> <p><u>3-3-5 法第23条の2第3項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)</u> <u>の規定を適用する場合の令第22条の4第2項(外国子会社の要件等)の「剰余金の配当等の額の100分の5に相当する金額」とは、連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額から法第23条の2第3項に規定する損金算入対応受取配当等の額を控除した残額の100分の5に相当する金額をいうことに留意する。</u></p> <p>(外国源泉税等の額を課されたことを証する書類)</p> <p><u>3-3-6 規則第8条の5第1項第3号</u></p>	<p>3-3-2 3-3-2 3-3-3</p> <p>(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)</p> <p>3-3-3 <u>令第22条の4第5項</u></p> <p>(自己株式等の取得が予定されている株式等)</p> <p>3-3-4 <u>法第23条の2第2項</u> <u>同項</u> <u>同号</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(外国源泉税等の額を課されたことを証する書類)</p> <p><u>3-3-5 規則第8条の5第3号</u></p>

八 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
(法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用)	(法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用)
15の2-2-1 ……………	15の2-2-1 ……………
(注) ……………	(注) ……………
…………… <u>関連法人株式等</u> ……………	…………… <u>関係法人株式等</u> ……………

九 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
19-2-1 <u>削 除</u>	<u>(利払期前の公債等を売却した場合の控除)</u>
	19-2-1 連結法人が利払期前の公債又は社債を売却した場合において、その所有した期間の利子に対する所得税に相当する金額を事実上負担したときにおいても、当該連結法人が所得税を納付したのではないから、当該所得税に相当する金額は、連結所得に対する法人税額からは控除しない。
(名義書換え失念株の <u>配当等</u> に対する所得税の控除)	(名義書換え失念株の <u>配当</u> に対する所得税の控除)
19-2-2 …………… <u>株式又は出資 (以下19-2-2において「株式等」という。)</u> …………… <u>株式等に係る剰余金の配当等</u> (法第23条第1項第1号(受取配当等の益金不算入)に規定する剰余金の配当又は利益の配当並びに同項第2号及び第3号に規定する金銭の分配をいう。…………… <u>剰余金の配当等の額は、株主等</u> …………… <u>剰余金の配当等の権利落後</u> …………… <u>株式等について剰余金の配当等</u> …………… <u>剰余金の配当等</u> ……………	19-2-2 …………… <u>株式</u> …………… <u>株式に係る剰余金の配当</u> (法第23条第1項第1号(受取配当等の益金不算入)に規定する剰余金の配当をいう。…………… <u>剰余金の配当の額は、株主</u> …………… <u>配当権利落後</u> …………… <u>株式について剰余金の配当</u> …………… <u>剰余金の配当</u> ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等に係る所得税控除額の所有期間あん分</u>)</p> <p>19-2-6 <u>措置法第8条の3第2項</u>……………<u>国外投資信託等の配当等</u> <u>(同法第8条の3第2項に規定する社債的受益権の剰余金の配当を除く。)</u> … ……………</p> <p>19-2-7 <u>削 除</u></p>	<p>(<u>国外公社債等の利子等、一般民間国外債の利子、国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等に係る所得税控除額の所有期間あん分</u>)</p> <p>19-2-6 <u>措置法第3条の3第2項</u>(<u>国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等</u>)、<u>同法第6条第1項</u>(<u>民間国外債等の利子の課税の特例</u>)、<u>同法第8条の3第2項</u>……………<u>国外公社債等の利子等、一般民間国外債の利子、国外投資信託等の配当等</u>……………</p> <p><u>(利子計算期間の途中で記載又は記録された公社債に係る控除所得税額の計算)</u></p> <p>19-2-7 <u>措置法第8条第1項</u>(<u>金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用</u>)に規定する金融機関及び同条第2項に規定する金融商品取引業者等(以下19-2-7及び19-2-10において「<u>金融機関等</u>」という。)が、<u>同条第1項第1号に規定する振替口座簿に記載又は記録された公社債につき利子の支払を受ける場合において、当該公社債がその利子の計算期間の中途において取得され、かつ、記載又は記録されたものであるときは、連結所得に対する法人税の額から控除する所得税の額で当該公社債に係るものは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>当該公社債の記載又は記録がその取得の日においてされたものである場合には、その利子の計算期間のうちその取得の日前の期間について課される所得税の額は、令第155条の26第2項括弧書(元本を所有していなかった期間の所得税額の除外)の規定により、連結所得に対する法人税の額から控除する所得税の額に含めない。</u></p> <p>(2) <u>当該公社債の記載又は記録がその取得の日後にされている場合には、連結所得に対する法人税の額から控除する所得税の額で当該公社債に係るものは、その利子の計算期間に係る利子に対する所得税の額を次のイに掲げる日</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(証券投資信託の収益の計算期間)</p> <p>19-2-9<u>配当等</u>..... (1) (2)<u>収益分配可能額全額分配の証券投資信託等</u>..... (3)<u>収益分配可能額全額分配の証券投資信託等</u>..... (4) 追加型証券投資信託..... (注)</p> <p>19-2-10 <u>削 除</u></p>	<p><u>数で除し、これにロに掲げる日数を乗じて計算した金額とする。</u></p> <p><u>イ その利子の計算期間の開始の日からその記載又は記録がされた日の前日までの期間の日数</u></p> <p><u>ロ その取得した日からその記載又は記録がされた日の前日までの期間の日数</u></p> <p><u>(注) 金融機関等が措置法令第2条の2第5項(国外発行公社債等の利子等に対する源泉徴収の不適用)の規定により保管の委託をした同条第9項に規定する国外発行公社債等につき利子等の支払を受ける場合において、当該国外発行公社債等がその利子等の計算期間の途中において取得され、かつ、保管の委託がされたものであるときについても、同様とする。</u></p> <p>(証券投資信託の収益の計算期間)</p> <p>19-2-9<u>利子配当等</u>..... (1) (2)<u>追加型公社債投資信託等</u>..... (3)<u>追加型公社債投資信託等</u>..... (4) 追加型証券投資信託 <u>(公社債投資信託を除く。)</u> (注)</p> <p><u>(記載又は記録をされた公社債等がある場合の控除所得税額の簡便計算)</u></p> <p>19-2-10 <u>公債及び社債の利子並びに集団投資信託(合同運用信託を除く。以下19-2-10において同じ。)の収益の分配に係る所得税につき令第155条の26</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>第3項(控除所得税額の簡便計算)の規定により控除すべき所得税の額を計算する場合において、金融機関等の有する公債若しくは社債又は集団投資信託の受益権のうちその利子又は収益の分配の計算期間の中途において振替口座簿に記載若しくは記録をされたもの又は登録若しくは保管の委託をしたもの(19-2-7の適用を受けるものに限る。)があるときは、その記載若しくは記録をされ又は登録若しくは保管の委託をした公債若しくは社債又は集団投資信託の受益権以外のものについて同項の規定を適用する。</u></p>

十 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(負債利子の配賦)</p> <p>19-3-13</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>④1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>.....<u>同号ニ</u>.....</p> <p>5</p>	<p>(負債利子の配賦)</p> <p>19-3-13</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>④1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>.....<u>同号ホ</u>.....</p> <p>5</p>
<p><u>(外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国法人税の額の計算)</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>19-3-36 の 2 連結法人が外国子会社（法第 23 条の 2 第 1 項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する「外国子会社」をいう。以下 19-3-36 の 2 において同じ。）から受ける剰余金の配当等（法第 23 条第 1 項第 1 号（受取配当等の益金不算入）に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下 19-3-36 の 2 において同じ。）の額の一部について法第 23 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、個別控除対象外国法人税額の計算の基礎となる当該剰余金の配当等の額に係る外国法人税の額は、当該連結法人が受ける当該剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する等合理的な方法により計算した額とする。</u></p> <p><u>(1) (2)に掲げる剰余金の配当等の額のうち当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額</u></p> <p><u>(2) 当該連結法人が当該外国子会社から受けた剰余金の配当等の額の元本である株式又は出資の総数又は総額につき当該外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額</u></p>	

十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>（経過的取扱い…改正通達の適用時期）</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p><u>(1) この法令解釈通達による改正後の 3-3-5 及び 19-3-36 の 2 の取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度において法第 23 条の</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2第1項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。</u></p> <p><u>(2) この法令解釈通達による改正後の19-2-6及び19-2-9の取扱いは、平成28年1月1日以後に支払を受ける所得税法第174条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金(以下「利子及び配当等」という。)につき課される所得税について適用し、同日前に支払を受けた利子及び配当等につき課された所得税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(3) この法令解釈通達による改正前の19-2-1、19-2-7及び19-2-10の取扱いは、平成28年1月1日前に支払を受けた利子及び配当等につき課された所得税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(4) この法令解釈通達による改正後の2-3-56の取扱いは、平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。</u></p>	